

【中小法人】

- ・ 給付金の給付額は 20 万円を上限とし、対象月（※）の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入（確定申告書別表一「売上金額」欄に記載されている額）から、対象月の月間事業収入に 12 を乗じて得た額を差し引いたものとする

※対象月とは、前年同月比で事業収入が 30%以上 50%未満減少した月のことをいう。

算定例)

令和 元年度	令和元年（平成 31 年）											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
令和 2年度	令和 2 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	16								

直前の事業年度（令和元年度）の 4 月分の月間事業収入が 30 万円、令和 2 年 4 月の月間事業収入が 16 万円の場合、減少率が 46.66%になり、給付要件となる「前年同月比で 30%以上 50%未満減少」に該当するため、給付対象となります。

（減少率の計算式）

$$\text{※ } (B - A) / B \times 100$$

$$(30 \text{ 万円 (B 前年同月収入)} - 16 \text{ 万円 (A 減収月收入)}) \div 30 \text{ 万円 (B 前年同月収入)} \times 100 = 46.66\% \text{ (減少率)}$$

（給付額の算出方法）

$$300 \text{ 万円 (直前の事業年度の年間事業収入)} - 16 \text{ 万円 (減少月の事業収入)} \times 12 \text{ 月}$$

$$= 108 \text{ 万円}$$

$$108 \text{ 万円} > 20 \text{ 万円 (上限額)}$$

$$\text{給付額 } 20 \text{ 万円}$$

【個人事業者】

- ・ 給付金の給付額は 10 万円を上限とし、令和元年（平成 31 年）の年間事業収入（確定申告書第一表収入金額等の「事業」欄に記載されている額）から、対象月の月間事業収入に 12 を乗じて得た額を差し引いたものとする

※対象月とは、前年同月比で事業収入が 30%以上 50%未満減少した月のことをいう。

算定例)

令和元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	16								

平成 31 年 4 月分の月間事業収入が 30 万円、令和 2 年 4 月の月間事業収入が 16 万円の場合、減少率が 46.66%になり、給付要件となる「前年同月比で 30%以上 50%未満減少」に該当するため、給付対象となります。

（減少率の計算式）

$$\ast (B - A) / B \times 100$$

$$(30 \text{ 万円 (B 前年同月収入)} - 16 \text{ 万円 (A 減収月收入)}) \div 30 \text{ 万円 (B 前年同月収入)} \times 100 = 46.66\% \text{ (減少率)}$$

（給付額の算出方法）

$$300 \text{ 万円 (直前の事業年度の年間事業収入)} - 16 \text{ 万円 (減少月の事業収入)} \times 12 \text{ 月} \\ = 108 \text{ 万円} \\ 108 \text{ 万円} > 10 \text{ 万円 (上限額)} \\ \text{給付額 } 10 \text{ 万円}$$